日調連発第２４１号
平成２４年１１月２２日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（参考送付）

この度、群馬会から、別添のとおり標記制度が本年１２月１日から群馬県高崎市で実施され旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

群調発第２８７号
平成24年11月19日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　竹　内　八十二　　様

群馬土地家屋調査士会
会長　渡　辺　　元

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（お知らせ）

平素は、当会の会務運営に対し、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度が別紙要領にて、本年12月１日から群馬県高崎市で実施される旨の通知がありましたのでお知らせいたします。

群馬土地家屋調査士会
受
24.11.12
受付
644

平成２４年１１月吉日

群馬土地家屋調査士会会長　様

高崎市長　富　岡　賢　治
（市　民　課）

高崎市長之印
市民課書用

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（お知らせ）

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より戸籍･住民基本台帳事務の円滑な運営につきまして、ご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、このたび標記制度を下記のとおり実施することとなりました。

貴会におかれましてはご多忙の折とは存じますが、制度についてご理解をいただきご協力を賜りますとともに貴会所属会員の皆様への周知につきましてもよろしくお願い申し上げます。

記

１　制度名　　高崎市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

２　開始日　　平成２４年１２月１日

３　制度内容　　別紙のとおり

【お問い合わせ先】
〒370-8501　群馬県高崎高松町 35 番地 1
高崎市役所　市民課　証明担当　小須田・金澤（電話 027-321-1233）

高崎市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を事前に登録した方にお知らせする制度です。

1　目的

本人が早期に知ることで、不正な取得である疑いがあれば、個人情報開示請求により事実関係を究明するきっかけとなります。また、本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造などによる不正請求の防止につながります。

2　登録できる方

登録日において高崎市に住民登録又は本籍のある方。(除かれた場合を含む)

3　通知の対象となる証明書

（1） 住民票（除票含む）の写し
（2） 住民票記載事項証明書
（3） 戸籍（除籍）謄抄本
（4） 戸籍附票（除附票含む）の写し

4　通知の対象となる請求

（1） 委任状による代理人請求
（2） 特定事務受任者（８業種　弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、行政書士、海事代理士）の職務上の請求に基づく請求
（裁判、紛争などにかかるものの請求は含まれません。）
（3） 正当な理由がある第三者からの請求（国又は地方公共団体の機関および債権者等は含まれません。）

5　通知する内容

（1）交付請求書の種別（代理人・第三者）
（2）証明書の交付年月日
（3）交付した証明書の種類及び通数

6　登録の有効期限

開始日から３年間（更新の申し出は登録期間満了日の１ヶ月前から受付）